

## モバイル端末貸与利用約款

平成27年3月24日 制定

特定非営利活動法人しまね医療情報ネットワーク協会（以下「当協会」といいます。）は、モバイル端末の利用約款を以下の通り定め、利用者は本約款を遵守して当協会が貸与するモバイル端末を利用するとともに、これを承諾します。

### 第1節 総則

#### 第1条（約款の適用）

当協会は、次条以下の規定に基づきモバイル端末を貸与します。

#### 第2条（約款の変更）

当協会は、利用者の承諾無く本約款を変更することがあります。本約款が変更された後の利用条件は、変更後の本約款によります。なお、当協会は利用者に不利益となる本約款の変更については2ヶ月前に、それ以外の本約款の変更については一定の予告期間をもって、当協会が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、利用者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で利用者に事前に通知します。

#### 第3条（用語の定義）

モバイル端末利用約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

##### (1) モバイル端末

当協会が貸与するまめネット専用のタブレット等の端末を言います。

##### (2) 利用者

当協会にモバイル端末の貸与を申込み、承諾を得ている法人、団体、組合又は個人を指します。

##### (3) 利用契約

利用者がモバイル端末の貸与を受けるための契約を指し、契約規約としてはこのモバイル端末利用約款が適用されます。

### 第2節 申し込み及び承諾等

#### 第4条（利用契約の成立）

1. モバイル端末の利用申込みは、「モバイル利用申請書」により行うものとします。
2. 当協会は、必要な手続きを行った上で当該利用申込を受付けるものとします。
3. 利用契約は、利用申込みを当協会が審査を行い承諾したときに成立します。

## 第5条（利用の開始）

1. モバイル端末の利用開始にあたり、当協会は利用者に対して貸与するモバイル端末及び、利用開始日、利用内容を明記した文書等を宅配便等により利用者に送付します。なお、送料は、当協会が負担します。
2. 第1項の到着をもって利用者が利用内容を確認したものとみなし、利用者は、利用開始日以降、実際のサービス利用の有無に係わらず、当協会の定める方法により、利用料金を支払うこととします。

## 第3節 利用契約の解除

### 第6条（利用契約の解除）

1. 利用者は、モバイル端末の貸与開始後に利用契約を解除するときは、「モバイル利用中止申請書」により行うものとします。
2. 当協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、モバイル端末の利用を停止するとともに、直ちに利用契約を解除することができます。
  - (1) 利用料金が支払期日を経過しても支払われないとき。
  - (2) 申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - (3) 当協会が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当協会又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。
  - (4) この約款及び利用契約に違反する行為で、当協会の業務の遂行又は当協会の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
  - (5) 契約者が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立てをし、又はこれを受けたとき。
  - (6) 法令に違反し又は公序良俗に反する態様において当協会サービスを利用したとき又はそのおそれがあるとき。
  - (7) 料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき。
  - (8) 前各号の他、契約者が第11条に違反し、当協会の催告にかかわらず違反が是正されないとき。
  - (9) その他、当協会が不適切と判断するとき。
3. 当協会は、前項の規定により利用契約を解除するときは書面により利用者にその旨を通知します。

## 第4節 当協会の責務等

### 第7条（法令、ガイドラインの遵守）

当協会は、関係する法令、関係省庁のガイドライン等を遵守し、利用者のデータを適切

に管理します。

## 第5節 利用者の責務等

### 第8条 (善管注意義務)

利用者は、善良なる管理者の注意をもってモバイル端末を利用するものとします。

### 第9条 (パスコードの管理)

利用者は、モバイル端末へログインするためのパスコードをセキュリティに配慮し適切に管理・運用するものとします。

### 第10条 (モバイル端末本体内のデータの管理)

利用者は、モバイル端末本体内に保存するデータを利用者の責任において適切に管理するものとします。

### 第11条 (禁止行為)

1. 利用者は、モバイル端末の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
  - (1) モバイル端末を故意に破壊、破損させる行為
  - (2) モバイル端末をまめネット利用以外の用途に使用する行為
  - (3) 第三者にモバイル端末を利用させる行為
  - (4) 有害なプログラム等をモバイル端末にインストールする行為
  - (5) OSのバージョンアップ等の更新、及び改編等を行う行為
  - (6) まめネットで提供しているサービスのリバースエンジニアリング等を行う行為
2. 利用者の違反行為に対して、当協会が苦情対応に要した費用、及び違反行為により被る損害費用等が発生した場合には利用者に請求することがあります。

## 第6節 運用に関する事項

### 第12条 (紛失時の対応)

1. モバイル端末を紛失した場合には、利用者は当協会が指定する連絡先へ遅滞なく連絡するものとします。
2. 利用者から紛失の連絡があった場合には、直ちにモバイル端末を利用不可の状態にします。

### 第13条 (故障時の対応)

1. モバイル端末が故障した場合、利用者は当協会が指定する連絡先に連絡をし、モバイル端末の故障診断を行う事とします。修理が必要となった場合は、当協会へ連絡の上、「モバイル修理依頼書」を添えてモバイル端末を当協会へ送付するものとします。なお、この時の送料は、利用者が負担するものとします。

- 2.利用者から送付された端末の修理に要する実費は利用者の負担とします。
- 3.修理中に代替機が必要であり、かつ、当協会から提供可能な代替機がある場合は、代替機を利用者へ送付します。なお、この時の送料は当協会が負担します。
- 4.修理完了後、当協会は、利用者へモバイル端末を送付します。なお、この時の送料は当協会が負担します。
- 5.利用者は、代替機の貸与を受けた場合は、修理したモバイル端末受領後、代替機を当協会へ返送するものとします。なお、この時の送料は、利用者の負担とします。

#### 第14条（パスコードロック時の対応）

- 1.利用者は、モバイル端末へログインを行うためのパスコードを誤り、端末がパスコードロック状態になった時は、当協会へ連絡するものとします。
- 2.利用者から当協会にパスコードロックの連絡があった場合には、コールバック等の方法により利用者の真正性を確認した上で、直ちにパスコードロックを解除します。

#### 第15条（利用中止時の対応）

- 利用者は、モバイル端末の利用を中止する場合は、速やかに当協会へ端末を箱に入れ返却するものとします。なお、返却時の送料は、利用者が負担するものとします。
2. 返却されたモバイル端末は、返却時に修理が必要な状態である事が分かった場合は、第13条の2項により請求するものとします。

#### 第16条（紛失、破壊、毀損時の補償）

利用者がモバイル端末を紛失した場合、若しくは過失又は故意によりモバイル端末を破壊、毀損等した場合は、代替機の購入、修理等に要する実費は利用者が負担するものとします。

#### 第17条（協議等）

モバイル端末利用約款に定めのない事項及び規定された項目に疑義が生じた場合は、当協会及び利用者が協議の上、解決することとします。

#### 附則

本約款は 平成27年4月1日から適用する。